

令和元年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和2年9月

香川県監査委員

2 監 査 第 8 0 号
令 和 2 年 9 月 8 日

香川県知事 浜 田 恵 造 殿

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

「香川県監査基準に関する規程」(以下「監査基準」という。)に準拠し、令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査(以下「審査」という。)を実施した。

1 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年8月18日まで

2 審査の着眼点

- (1) 提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

3 審査の実施内容

知事から提出された、算定の基礎となる事項を記載した書類の照合点検をするとともに、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき審査手続きにより実施した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

健全化判断比率	令和元年度決算に基づく比率(%)	《参考》	
		早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)
① 実質赤字比率	—	3.75	5.00
② 連結実質赤字比率	—	8.75	15.00
③ 実質公債費比率	9.6	25.0	35.0
④ 将来負担比率	202.9	400.0	

注1) 実質赤字比率については、実質赤字が生じていないため「—」を記載。

注2) 連結実質赤字比率については、連結実質赤字が生じていないため「—」を記載。

2 審査の意見

(1) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、9.6%であり、早期健全化基準の25%を下回っている。平成24年度(15.2%)以降、引き続き改善しており、今後とも、適切な県債の管理と計画的な償還が望まれる。

(2) 将来負担比率について

将来負担比率は、202.9%であり、早期健全化基準の400%を下回っているものの、その率は平成28年度以降、年々上昇しており、都道府県平均を上回る状態が続いている。

また、この比率の算定に当たり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に定める算定方法に従って、内陸工業団地造成事業特別会計に係る未売却土地(長期リース用地を含む。)の売却収入見込額を将来負担額から控除している。

県財政の実質的な将来負担を軽減するためにも、今後とも、所要の対策を計画的に講じる必要がある。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

「香川県監査基準に関する規程」（以下「監査基準」という。）に準拠し、令和元年度決算に基づく資金不足比率審査（以下「審査」という。）を実施した。

1 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年8月18日まで

2 審査の着眼点

- (1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

3 審査の実施内容

知事から提出された、算定の基礎となる事項を記載した書類の照合点検をするとともに、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき審査手続きにより実施した。

第2 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

公営企業会計名	令和元年度決算に基づく資金不足比率 (%)	《参考》 経営健全化 基準 (%)
香川県立病院事業会計	—	20.0
臨海工業地帯造成事業特別会計	—	20.0
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	—	20.0
流域下水道事業特別会計	—	20.0
内陸工業団地造成事業特別会計	—	20.0

注) いずれの会計においても、資金不足が生じていないため、資金不足比率は「—」を記載。